

(1) マイナンバーカード・保険証利用登録、マイナ保険証について

Q1 マイナンバーカードは作らないといけませんか。

A マイナンバーカードの作成は、義務ではありません。しかし、顔写真付きのマイナンバーカードは、本人確認書類として使用できます。また、様々な行政分野としての役所における手続で活用できるなどメリットが拡大していくこととなりますので、作成をお勧めします。

保険証が廃止された後も、マイナ保険証以外に通常の保険証(※令和6年12月1日以前の発行)や今後交付される「資格確認書」で医療機関の受診は可能です。ご自身の判断で必要に応じて申請してください。

Q2 マイナンバーカード(マイナ保険証)がないと受診できませんか。

A マイナンバーカード(マイナ保険証)がなくても①～④の方法で、受診が可能です。

①現在～保険証廃止(令和6年12月1日)まで⇒通常の保険証で受診

②保険証廃止(令和6年12月2日)～令和7年7月31日まで

⇒廃止時にお手元にある保険証の有効期限(令和7年7月31日)まではその保険証で受診。

③保険証廃止(令和6年12月2日)以降、資格取得及び変更があった方は、職権により自動交付する「資格確認書」で受診する。

④保険証の有効期限経過後⇒職権により自動交付する「資格確認書」で受診する

※当面の間は、マイナ保険証がない方等(8頁:Q21、9頁:Q26 参照)には「資格確認書」は自動で交付されます。

Q3 マイナンバーカードを紛失した場合はどうしたらいいですか。

A ①「マイナンバーカード総合フリーダイヤル(0120-95-0178 音声ガイダンス2)」や「個人番号カードコールセンター(全国共通ナビダイヤル)0570-783-578(有料)」で利用停止の受付をしていますのでご連絡ください。

マイナンバーカード及び電子証明書を搭載したスマートフォンの紛失・盗難などによる一時利用停止については、24時間365日受け付けます。

※外国語対応(英語・中国語・韓国語・スペイン語・ポルトガル語)

「0120-0178-27」または「0570-064-73(有料)」

② 警察へ紛失届を届け、受理番号等を控えてください。

※再交付手続きの際に警察署名・電話番号・担当者名・遺失届受理番号が必要となります。

③ お住まいの市町村でカード紛失・廃止届の提出が必要です。またご希望の場合は、カードの再発行が可能です。

※カードが再発行される前に受診するときは、通常の保険証(※令和6年12月1日以前の発行)をご提示ください。

保険証廃止後は、「資格確認書」の交付申請をしてください。「資格確認書」を交付します。

Q4 保険証の利用登録方法を教えてください。

A 保険証の利用登録は①②の方法で手続きをすることができます。

①マイナポータルアプリの対応端末(スマートフォン、PC 等)、セブン銀行 ATM での登録。

※マイナンバーカードと利用者証明パスワード(4 桁)が必要です。

②顔認証が可能な機器が設置されている保険医療機関での登録。

※マイナンバーカードが必要です。

Q5 保険証利用を登録したか、登録されている健康保険情報を確認する方法を教えてください。

A マイナポータル対応端末(スマートフォンや PC 等)でマイナポータルにログイン後、「わたしの情報」画面で確認することができます。

①マイナポータルにログイン(利用者証明パスワード(4 桁)の入力が必要です)

②登録状況は、ホームタブ内「証明書」エリアから開くことのできる「健康保険証」ページにてご確認いただけます。

③登録が完了している場合は、健康保険証としての登録状況に「マイナンバーカード登録済」と表示されます。

Q6 健康保険の情報に誤りがあった場合はどうすればよいですか。

A 保険情報に誤りがある、エラー表示になった場合は、熊本県後期高齢者医療広域連合もしくはお住いの市区町村へご連絡ください。

Q7 保険証利用登録を解除する方法はありますか。

A 令和6年11月下旬以降、一度利用登録していても、保険者(市町村窓口)に申出(紙による申請)により解除を行うことができます。

解除完了後は、マイナポータルで解除されたことの確認ができる。

解除申請を受け付けたら、申請者が有効な保険証を有していない場合には、資格確認書を交付します。

なお、有効期限が令和7年7月31日の保険証がお手元にある間は、その有効期限内は保険証で受診も可能です。

Q8 マイナンバーカードの有効期限が迫っていますが、マイナ保険証として使用できますか。

A 利用登録が済んでいれば、マイナ保険証の利用は可能です。

有効期限が切れても、有効期限満了日の属する月の末日から2か月間は、利用登録情報が継続され(即時解除にはなりません)、マイナ保険証の利用ができます。ただし、引き続きマイナ保険証の利用をご希望の場合は、有効期限の2～3カ月前を目途に有効期限通知書が送付されてくるので「更新手続」が必要です。

手続き方法は、有効期限通知書に同封された説明書で確認していただくか、お住まいの市区町村、または「マイナンバー総合フリーダイヤル(0120-95-0178 ガイダンス1)」にお問合せください。

保険証の廃止後、更新手続きから新しいカードが交付されるまでに受診される場合は「資格確認書」が必要です。市町村の担当窓口にて、「資格確認書」の交付申請をしてください。

なお、有効期限が令和7年7月31日の保険証がお手元にある間は、その有効期限内は保険証での受診も可能です。

Q9 電子証明書の有効期限が迫っていますが、マイナ保険証として使用できますか。

A 利用登録は、電子証明の有効期限まで5日を切ると登録できない可能性があります。

利用登録がされていればマイナ保険証の利用は可能です。

有効期限が切れても、一定期間(3か月)は利用登録情報が継続され(即時解除にはなりません)、マイナ保険証利用ができます。ただし、引き続きマイナ保険証の利用をご希望の場合は、有効期限の2～3カ月前を目途に有効期限通知書が送付されてくるので「更新手続」が必要です。

手続き方法は、有効期限通知書に同封された説明書で確認していただくか、お住まいの市区町村、または「マイナンバー総合フリーダイヤル(0120-95-0178 ガイダンス1)」にお問合せください。

なお、有効期限が令和7年7月31日の保険証がお手元にある間は、その有効期限内は保険証での受診も可能です。

Q10 どの医療機関でもマイナ保険証を使用できるようになりますか。

A 導入医療機関は拡大中です。未導入医療機関の場合は今お持ちの保険証等(4頁:Q11 参照)で受診してください。

※訪問診療等は、令和6年6月からマイナ保険証での受診が本格的に開始。

※オンライン診療・服薬指導も、令和6年4月からマイナ保険証での受診が開始しているが、暗証番号設定のあるマイナンバーカードでは利用はできますが、顔認証のみの設定のカードでは利用はできません。

Q11 マイナ保険証が利用できない医療機関を受診するときはどうすればよいですか。

A 有効期限が令和7年7月31日の保険証をお持ちの間は、保険証を提示しての受診をお願いします。

また、令和6年12月2日から令和7年7月31日までの間の暫定的な運用として、新規加入の方、券面情報に変更があった方及び紛失等に伴い再交付の申請した方には、マイナ保険証の保有状況にかかわらず、資格確認書が交付されます。資格確認書を提示して受診してください。

なお、令和7年8月1日以降については下記の要領で受診をお願いします。

●マイナ保険証利用者

- (1)「資格情報のお知らせ」とマイナ保険証を提示する(スマートフォン等がない場合)
- (2)マイナポータル(スマートフォン等)の健康保険情報画面とマイナ保険証を提示する

●マイナ保険証を利用していない方

- (1)「資格確認書」を提示する。

Q12 マイナ保険証と通常の保険証の受診に違いはありますか。

A マイナ保険証で受診された場合、以下のメリットがあります。

●適正安全な診療や処方につながります

医療機関が医療情報(特定健診情報や調剤履歴)を確認できるため、症状にあった治療や薬の処方につながり、重複検査・薬剤の重複投与や併用禁止薬処方へのリスクが減少します。

●問診時の負担が減ります

複数の医療機関を受診する、旅行先などで受診する際など、自身の過去の診療・検査内容や処方薬の情報を医師や薬剤師に説明する手間が省けます。

●マイナ保険証 1 枚で受診が可能です

オンライン資格確認システムを導入している医療機関であれば、限度額適用認定証などの提示を省略できます。

Q13 マイナ保険証は毎回提示する必要がありますか。

A 医療機関を受診する際には、健康保険証を毎回提出しなければならないとされております。(健康保険法施行規則第 53 条等)。

加えて、健診等情報や診療・薬剤情報、処方情報、調剤情報、薬剤情報の閲覧のため、受診の際に毎回同意をいただくこととしていますので、通院の際に毎回ご提示いただくことをお願いします。

そのため、毎回提示したうえ、医療情報の閲覧等の同意をしていただく必要があります。

Q14 マイナ保険証での受診方法を教えてください。

A ①マイナンバーカードの読み取り

医療機関窓口を設置のカードリーダー(読取端末)にカードを置きます

②本人認証

顔認証か暗証番号認証を選択します 暗証番号認証では利用者証明パスワード(4桁)を入力します

③医療情報等の閲覧の同意選択

医療機関が自身の薬剤情報や特定健診情報等の医療情報を閲覧することに同意するか否か選択します。

※同意されない場合は、通常の保険証提示した場合と同様の取り扱いになります。

④限度額情報の提供の選択

「限度額情報を提供しますか」を選択すると、手続きなく高額療養費制度における限度額を超える支払が免除されます。

※選択されない場合は、事前に任意記載事項申請や、後日、高額療養費の申請等の手続きが必要となります。

(2)マイナ保険証の使用、登録された健康保険情報について

Q15 75歳年齢到達の際、マイナ保険証の変更手続きは必要ですか。

A 75歳年齢到達による加入手続きは不要です。一度マイナンバーカードの保険証の利用登録がされていれば、マイナ保険証の変更作業は不要です。

これまで社会保険で、どなたかを扶養していた場合は、被扶養者が75歳未満の場合は、新たに国民健康保険等へ加入する必要があります。

Q16 健康保険に加入する手続き直後に受診の場合、マイナ保険証は使用できますか。

A マイナ保険証にひもづく健康保険情報の更新には、10日程度かかります。

加入する健康保険を変更した後に受診する際は、マイナポータルで健康保険情報が更新されているかご確認ください。

※未更新(新しい健康保険情報になっていない)の状態を受診する場合は、6頁:Q17をご確認ください。

※令和6年12月1日までに加入された方には、後日、有効期限令和7年7月31日の保険証を交付します。

※令和6年12月2日から令和7年7月31日までの間の暫定的な運用として、新規加入の方、券面情報に変更があった方及び紛失等に伴い再交付の申請した方には、マイナ保険証の保有状況にかかわらず、資格確認書が交付されます。資格確認書を提示して受診してください。

※R7.8.1以降に加入した方には、後日、「資格情報のお知らせ」が交付されます。

Q17 マイナ保険証で資格確認ができなかった場合、支払いはどうなりますか。

A 以下のいずれかの方法で、医療機関が健康保険の資格を確認できれば、自己負担割合での受診が可能です。

マイナンバーカード・保険証のいずれもお持ちでない場合は、10割の自己負担となる可能性があります。

- ①マイナンバーカードとスマートフォンのマイナポータル健康保険情報(資格情報)の画面を提示する※1
- ②通常の保険証等を提示する(保険証廃止後は、マイナンバーカードと「資格情報のお知らせ」を提示する)
- ③マイナンバーカードを提示し、医療機関窓口で「被保険者資格申立書※2」を記入する

※1 令和6年2月6日から健康保険情報(資格情報)をダウンロードする機能の運用を開始した。

ダウンロードした資格情報のPDFファイルの画面とマイナンバーカードの提示でも受診可能です。

※2 「マイナンバーカードの券面情報(氏名・生年月日・性別・住所)、加入の健康保険に関する情報、自己負担割合等」を記入するものです。

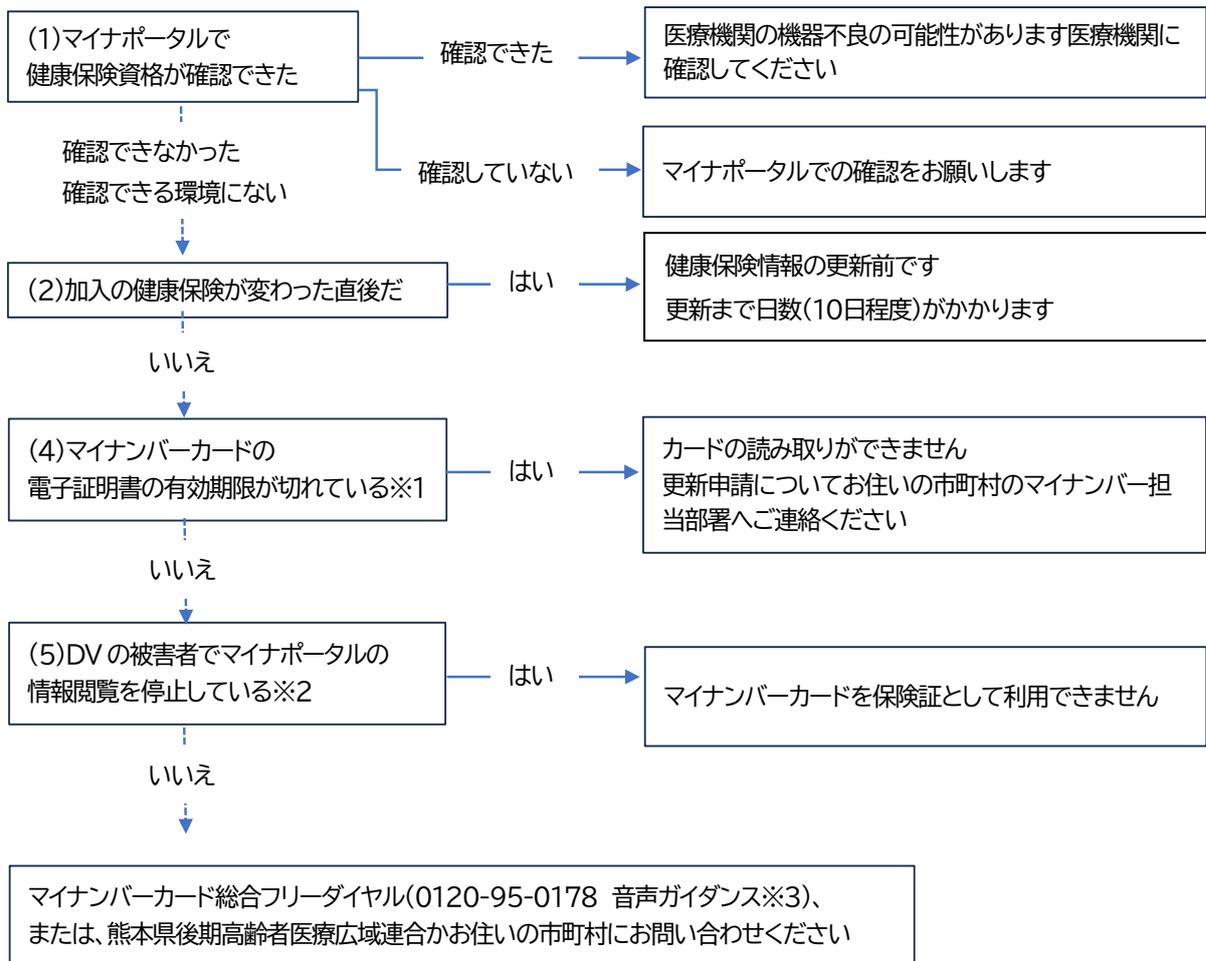
受診歴のある医療機関の場合、申立書の記入に替えて、過去の保険証内容等を口頭確認する場合があります。

《令和7年7月31日まで》

有効期限が令和7年7月31日の保険証をお持ちの間は、保険証を提示してください。

また、令和6年12月2日から令和7年7月31日までの間の暫定的な運用として、新規加入の方、券面情報に変更があった方及び紛失等に伴い再交付の申請した方には、マイナ保険証の保有状況にかかわらず、資格確認書が交付されますので、資格確認書を提示してください。

Q18 マイナ保険証が医療機関で使用できなかったが、どういう理由が考えられますか。



※1 カード券面汚損や IC チップ破損でも読み取りできません。

お住いの市町村のマイナンバーカード担当部署へご連絡ください。

※2 マイナポータルで自己情報が閲覧できない方

「住民基本台帳の支援措置申出」や「自己情報の不開示」の申出をしている方

※3 受付時間 平日:9:30~20:00、土日祝:9:30~17:30

(3)保険証の廃止、廃止後の取扱いについて

Q19 保険証は廃止されますか。

- A 令和6年12月2日に廃止となります。これ以降は、新規の保険証は交付されません。
廃止時点(令和6年12月2日)にお手元にある保険証は、その保険証に記載のある有効期限
(令和7年7月31日)まで利用できます。

Q20 保険証廃止後は何が交付されますか。

- A 令和6年12月2日から令和7年7月31日までの間の暫定的な運用として、新規加入の方、券面情報に変更があった方及び紛失等に伴い再交付の申請した方には、マイナ保険証の保有状況にかかわらず、「資格確認書」が交付されます。
※令和7年7月31日までは、有効期限(令和7年7月31日)の保険証をお持ちの方には交付しません。
令和7年8月1日から
マイナ保険証をお持ちでない方等には、「資格確認書」が、当分の期間、職権により自動交付します。
マイナ保険証をお持ちの方は、マイナ保険証を使用いただきますが、「資格情報のお知らせ」を交付します。

Q21 マイナ保険証を持っていないが、保険証の廃止後はどうなりますか。

- A マイナ保険証を持っていない方には、保険証に代わり「資格確認書」を交付します。
※令和7年7月31日までは、有効期限(令和7年7月31日)の保険証をお持ちの方には交付しません。
令和6年12月2日から令和7年7月31日までの間の暫定的な運用として、新規加入の方、券面情報に変更があった方及び紛失等に伴い再交付の申請した方には、マイナ保険証の保有状況にかかわらず、資格確認書が交付されます。
令和7年8月1日から
「資格確認書」は、当面の間、マイナ保険証をお持ちでない方(マイナンバーカードをお持ちでない、保険証利用登録をされていない)やその他保険者が必要と認める方に、職権により自動で交付します。

Q22 令和7年7月31日期限の保険証が届きましたが、有効期限を過ぎる前に何か送付しますか。

- A 令和7年7月31日以降は、有効期限到来前(7月中)に、マイナ保険証がない方などには「資格確認書」、マイナ保険証をお持ちの方には「資格情報のお知らせ」を送付します。

Q23 「資格確認書」はどういったものですか。また、「資格確認書」で受診はできますか。

A 保険証の廃止後に、原則申請により、保険証に代わり交付されるものです。

これまでの保険証と同様の負担割合で受診は可能ですが、マイナ保険証のように医療情報等に基づいた診療・投薬を受けることはできません。

令和6年12月2日から令和7年7月31日までの間の暫定的な運用として、新規加入の方、券面情報に変更があった方及び紛失等に伴い再交付の申請した方には、マイナ保険証の保有状況にかかわらず、資格確認書が交付されます令和7年8月1日以降は、マイナ保険証をお持ちでない方やその他保険者が必要と認める方に、当分の間は職権により自動交付されます。

Q24 「資格確認書」に有効期限はありますか。

A 現行の保険証と同じく1年間(8月～翌年7月)を有効期間としています。

Q25 「資格確認書」の交付対象となる方はどういった方ですか。

A 令和6年12月2日から令和7年7月31日までの間の暫定的な運用として、下記に該当される方に、マイナ保険証の保有状況にかかわらず資格確認書を交付します。このとき、「マイナ保険証」をお持ちの方も含め「資格確認書」を交付するため、「資格情報のお知らせ」は交付されません。

- ・新たに資格取得となった方(年齢到達・転入など)
- ・資格情報に変更になった方(氏名や負担割合が変わった場合など)
- ・保険証が使えなくなった方(有効期限切れを含む)
- ・保険証の紛失等に伴い再交付を申請した方

資格確認書を医療機関・薬局窓口で提示することで、紙の保険証と同じように一定の窓口負担で受診できます。また、「マイナ保険証」をお持ちの方にも「資格確認書」が交付されますが、「マイナ保険証」で今までどおり受診することができます。

また、令和7年8月以降に交付対象となる方は以下のとおりです。

- ①マイナンバーカードを作っていない方
- ②マイナンバーカードを返納された方※1
- ③マイナンバーカードはあるが、保険証の利用登録をされていない方
- ④保険利用登録を解除された方(解除申請中を含む)※2
- ⑤マイナンバーカードの有効期限が切れた、及び電子証明書の有効期限が切れた方※3
- ⑥DVの支援措置者(マイナポータルの自己情報閲覧ができない方)
- ⑦要配慮者(高齢者や障がい者等)で「資格確認書」の交付申請をされた方が、有効期限後に更新する場合(初回のみ交付申請が必要。施設等入所者は、本人の意思確認のうえ、施設等(介助者)が代理で申請することもできます。)

※1 返納後に、ご自身で「資格確認書」を申請をすることも可能。申請がない場合は、職権により自動交付されます。

※2 保険証利用登録解除には保険者(市町村)に申請が必要です。申請できるのは令和6年11月下旬以降の予定です。

※3 有効期限経過後に更新申請をされていない方に対し交付されます。交付までには一定期間かかります。

ただし、電子証明書の更新を失念した方について、有効期限から3ヶ月間は手元にあるマイナンバーカードを活用して資格確認を可能とする予定です。

Q26 「資格確認書」に記載される任意記載項目とはどのようなものですか。

A 任意項目については、以下の通りです。

- ① 一部負担金限度額(高額療養費)の適用区分、発効期日
- ② 食事療養標準負担額及び生活療養標準負担額の適用区分、発効期日
- ③ 長期入院該当日
- ④ 認定を受けた特定疾病の区分(記号で表記)、発効期日

Q27 いままで保険証と一緒に限度額適用認定証等や特定疾病受療証を病院等で提示していましたが、今後はどのようにになりますか。

A 病院等の受付でご本人の情報提供に同意することで、これまで必要であった「限度額適用認定証」等を提示する必要がなくなります。

マイナ保険証がない方等に交付される「資格確認書」に任意項目として限度額適用区分や特定疾病適用区分の記載はされます。

なお、特定疾病受療証は引き続き発行されます。

Q28 「資格情報のお知らせ」とは何ですか。

A 証廃止後にマイナ保険証をお持ちの方に交付される A4サイズの書面です。加入内容等を簡易に表示したものになります。あくまで加入内容のお知らせのため、「資格情報のお知らせ」のみでは受診できません。必ずマイナ保険証(マイナンバーカード)を持って、受診してください。

※令和6年12月2日から令和7年7月31日までの間の暫定的な運用として、新規加入の方、券面情報に変更があった方及び紛失等に伴い再交付の申請した方には、マイナ保険証の保有状況にかかわらず、資格確認書が交付されますので、「資格情報のお知らせ」は交付されません。

Q29 「資格情報のお知らせ」はどこから交付されますか。

A マイナ保険証をお持ちの方に対し、熊本県後期高齢者医療広域連合(市町村を通じて)から交付します。

保険証廃止後(令和6年12月2日以降)に75歳到達者及び65才以上75歳未満で一定の障害について広域連合の認定を受け被保険者となった方で、マイナ保険証をお持ちの方に「資格情報のお知らせ」を送付します。

なお、「資格確認書」の交付を受けている方には交付されません。

※令和6年12月2日から令和7年7月31日までの間の暫定的な運用として、新規加入の方、券面情報に変更があった方及び紛失等に伴い再交付の申請した方には、マイナ保険証の保有状況にかかわらず、資格確認書が交付されますので、「資格情報のお知らせ」は交付されません。